

VI 退職したとき

1 退職（資格喪失）に伴う手続き

(1) 健康保険の手続き

【退職後の医療保険の仕組み】

退職（任期満了）した日の翌日から、公共済の組合員資格がなくなります。

また、他共済へ転出したときは、転出した日から組合員資格がなくなります。

資格喪失後は下記ア（常勤職員）、イ（非常勤職員）を参考に医療保険制度の手続きを行ってください。

ア 常勤職員の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公共済の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照してください。

非常勤職員の方の退職については、👉 VI-4参照

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（週38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	大阪支部
B	任期付職員 及び 臨時的任用職員	
C	非常勤職員（社会保険適用）	
D	健康保険制度の適用がある再就職 （公立学校共済組合大阪支部以外）	就職先の健康保険 （全国健康保険協会など）
E	再任用短時間勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cに該当しない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	①任意継続組合員（大阪支部） ②国民健康保険 ③家族の健康保険の被扶養者 のいずれか

A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分)・再任用短時間勤務(週20時間以上)

資格確認書等（注1）	現職時の資格確認書等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

（注1）「資格確認書等」とは、有効期限内の、「資格確認書」「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことを指します。以下VI-4まで同じ。

B：任期付職員・臨時的任用職員

(ア) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われる場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続します。

資格確認書等	現職時の資格確認書等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

(イ) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われない場合（注2）

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。

資格確認書等	前任用の終期後の資格確認書等は、現在の勤務校又は大阪支部へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

(ウ) 異なる任命権者に任用される場合（注2）

前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、1日も空けず異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続されます（組合員番号が変更される場合があります）。

資格確認書等	前任用の終期後の資格確認書等は、現在の勤務校又は大阪支部へ返送してください。新たな資格取得手続きにより「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

◎ここでの任命権者とは、次のように区分します。

対象者	府費負担職員	大阪市費負担職員	堺市費負担職員	政令市を除く市費負担職員	公立大学、その他施設の職員
任命権者	大阪府教育委員会 （※豊能地区はそれぞれの教委）	大阪市教育委員会	堺市教育委員会	各市教育局委員会 （注3）	大学等

（注2） 組合員期間が継続しない場合、その間に誤って資格確認書等を提示して医療機関等の保険診療を受けられた場合、大阪支部が負担した医療費等を返還いただくことになります。

（注3） 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C：非常勤職員（社会保険適用）

(ア) 任用が1日も空けずに行われる場合、組合員期間は継続します。

資格確認書等	現職時の資格確認書等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、組合員番号が変更される場合があります（その場合は、別途通知に従ってください）。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

(イ) 任用が1日以上間を空けて行われる（注4）場合、組合員期間は継続しません。

資格確認書等	前任用の終期後の資格確認書等は、現在の勤務校又は大阪支部へ返送ください。新たな資格取得手続きにより「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

（注4） Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません（一部市費間を除く）。

D：健康保険制度の適用がある再就職（公立学校共済組合大阪支部以外）

健康保険適用の有無は再就職先に確認してください。適用の場合は、再就職先の健康保険が優先されるため、大阪支部の任意継続組合員になることはできません。

資格確認書等	資格確認書等は使用できません。退職時の勤務校か大阪支部へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、◎「資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き扶養される場合は、再就職先で手続きをしてください。

E：再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない
再就職・就職しない

下記①～③より次に加する健康保険制度を選択してください。

①公立学校共済組合の任意継続組合員になる（加入には要件があります👉VI-8参照）

資格確認書等	退職時の資格確認書等は使用できません。 現職時の資格確認書等は◎「任意継続組合員申出書」に添付して返送してください。 申出後、掛金の入金確認が完了次第、「資格確認書」等を順次送付します。
扶養家族	扶養認定されている扶養家族について、引き続き要件を満たす場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。就職等で認定要件を欠くことになる場合は、◎「任意継続組合員申出書」内に扶養から外す旨を記載してください。要件を欠いている扶養家族の「資格確認書」等が届いた場合、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

資格確認書等	◎「資格喪失証明書交付申請書」に添付し、大阪支部へ返送してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口を確認してください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入手続きには「資格喪失証明書」が必要です。退職日以降に上記申請書を大阪支部へ提出してください。大阪支部に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

資格確認書等	資格確認書等は使用できませんので、退職時の勤務校か大阪支部へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合、「◎資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養家族であった方の健康保険の切替えについて、ご家族が加入している健康保険に確認してください。

イ 非常勤（大阪支部組員）の健康保険について

退職日（任期满了）の翌日から、公立学校共済組合の組員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照ください。

A：退職後、1日も空かずに下記の任用がある場合

組員期間は継続します。

ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員

エ. 非常勤から（大阪支部加入の）非常勤

資格確認書等	現職時の資格確認書等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、組員番号が変更される場合があります。（その場合は、別途通知に従ってください。）
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。（就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

B：退職後、1日以上間をあけて任用がある場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組員期間は継続しません。（一部市費間を除く）

資格確認書等	前任用の終期後の資格確認書等は、現在の勤務校又は大阪支部へ返送してください。新たな資格取得手続きにより「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付します。
扶養家族	組員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

C：健康保険制度の適用がある（公立学校共済組合大阪支部以外への）再就職

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。

資格確認書等	資格確認書等は使用できませんので、退職時の勤務校か大阪支部へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、◎「資格喪失証明書交付申請書」を、大阪支部へ提出してください。
扶養家族	組員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き扶養される場合は、再就職先で手続きをしてください。

D：就職しない・再任用短時間勤務（週20時間未満）・非常勤職員（社会保険加入の条件に該当しない任用）・健康保険制度の適用がない再就職

加入する健康保険制度と資格確認書等の手続きについてはVI-3の①～③を参照してください。

(2) 年金の手続き

一般組合員のみ

組合員種別は👉 I-1参照

① 一般組合員（公務員厚生年金）の資格を喪失(死亡退職を除く)又は転出する場合

資格喪失時の年齢等により、以下の処理を行います。提出書類は下表をご確認ください。

60歳以上で、年金の繰上げ請求を希望する方は、年金担当までご相談ください。👉 VII-5参照

	資格喪失前の任用形態	提出書類	書類の入手方法	事務処理 ★
ア	年金受給権が発生していない方 (64歳未満の方)	履歴書 ※1		年金待機者登録 ※2
イ	年金受給権が発生している方 (64歳以上の方及び障害年金受給者)	退職・資格変動調査票	大阪支部ホームページ から様式をダウンロード	年金改定 ※3
ウ	他共済・他支部へ1日もあかず、 一般組合員として異動する職員	転出届書 履歴書 ※1	大阪支部ホームページ から様式をダウンロード	原票移管 ※4

★ 事務処理について

履歴書 ※1	各教育委員会へ提出する部数のうち、2部が任命権者から公共済大阪支部に届きます。 退職手当用と併せて作成し、各教育委員会の指示に従い提出してください（ <u>大阪市及び堺市の 学校、園・大学・教育庁の教職員を除く</u> ）。👉 VI-6 参照 履歴書が必要：61歳以下の常勤一般組合員の退職(資格喪失)・資格変動・転出及び公立大学 履歴書が不要(注)：再任用フルタイム・任期付職員の退職(資格喪失)・資格変動 (注) ただし、履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方 は、履歴書の提出が必要です。
年金待機者登録 ※2	将来の年金請求に備え、年金決定に必要な情報(組合員期間や報酬額情報等)を登録します。 手続きについては、任命権者からの資格喪失情報の提供に基づき、事務を進めますので、原則、 組合員からの手続きは不要です。 登録後、公共済本部からご自宅に「年金待機者登録通知書」等が届きます。
年金改定 ※3	年金額を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。 なお、必要に応じて年金決定等の必要書類を本人あてに送付する場合があります。
原票移管 ※4	転出先に大阪支部での年金加入記録を引き継ぎます。 (例)知事部局職員、市町村教育委員会の職員、他府県の公立学校の職員、国立の学校職員

② 死亡退職の場合

組合員が死亡した場合、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。👉 VII-11参照

※遺族厚生年金を受けることができる遺族は、遺族の範囲と順位が定められています。

遺族厚生年金の請求は、履歴書が必要です。👉 VI-6参照

③ 短期在留外国人の資格喪失の場合

日本国籍を有しない年金受給資格期間10年未満の組合員が支給要件を満たす場合、脱退一時
を請求できます。👉 VII-18参照

【履歴書の作成】

履歴書が必要（前項参照）な職員が一般組合員の資格を喪失する場合は、下記の「基本的な履歴書の流れ」を参考に、各教育委員会の案内に従って作成し、各教育委員会を通じて提出してください。

また、他共済や他支部へ「転出」する場合も、履歴書の提出が必要です。

履歴書の作成は、共済組合の年金用に2部必要です。

※通常は、退職手当用に1部・任命権者の控用に1部で合計4部必要です。

履歴事項に行政処分等（禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限）がある方は、正規職員以外の再任用フルタイム職員・任期付職員・12月超えフルタイム非常勤職員の方も履歴書を作成してください。

（年金の給付制限については👉VII-16参照）

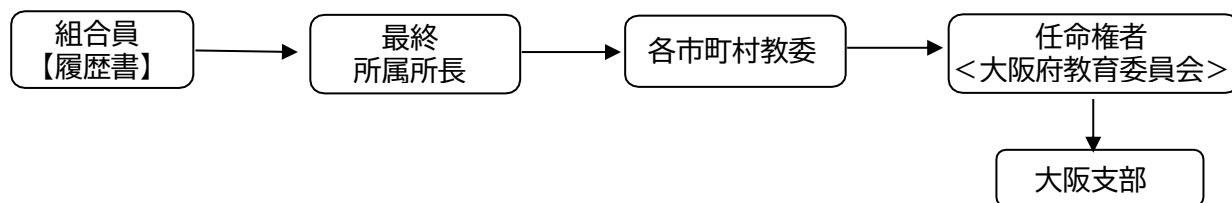
○履歴書の様式は、大阪支部ホームページからダウンロードできます。

○履歴書の記入例は、大阪支部ホームページ：手続きナビ➡様式集（諸用紙のダウンロード）➡長期給付関係（年金）の様式➡履歴書の記入例または記入要領 を参照してください。

●基本的な履歴書の流れ

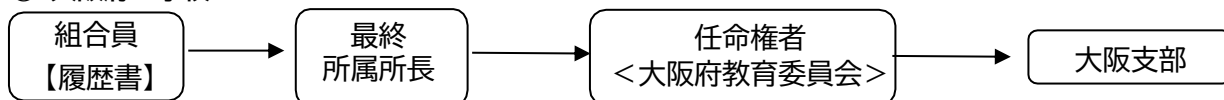
A：市町村立学校が最終所属の方 <府費負担教職員に限る>

※ただし、大阪市立・堺市立・豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の学校は除く。



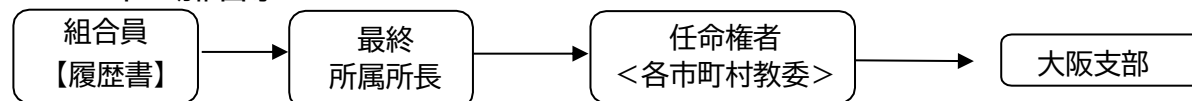
B：上記を除く学校及び幼稚園が最終所属の方

① 大阪府立学校



②

- ・ 豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の小中学校・幼稚園等
- ・ 岸和田市立産業高等学校・東大阪市立日新高等学校<市費負担>
- ・ 市立幼稚園等



③ 堺市立又は大阪市立学校

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。

ただし、大阪市における退職手当の請求には、履歴書の作成が別途必要です。

C：上記A、Bを除く所属所が最終所属の方

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。

- ・ 大阪府教育庁の職員
- ・ 大学の教職員

(3) 貸付金の償還手続き 📌 IV-8ページ参照

(4) 退職後の給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者（注1）の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

（注1） 給付金が恒常的收入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者にならない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表の給付とは異なりますので「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
出産費	組合員期間が1年以上あった者（注2）が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000 円 ・産科医療保障制度加入機関において在胎 22週以上で出産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度非加入機関での出産は、488,000 円〕	📌 III-3ページ参照
※ 退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は給付されません。			
出産手当金	組合員期間が1年以上あった者（注2）が、出産予定日（出産日）が退職日から 42日以内であるとき	支給開始日（注3）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く。） 支給期間は下記※の期間	◇出産手当金請求書（暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険の資格確認書等の写し ・退職月の出勤簿の写し
※ 出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときには出産の予定日）以前 42日（多胎妊娠の場合は出産の日以前 98日）から出産の日後 56日までの間 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。			
傷病手当金	組合員期間が1年以上あった者（注2）が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため労務に服することができないとき ①傷病手当金を受給中に退職した。 ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない。	支給開始日（注3）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く。） 支給期間は1年6か月 （結核性の病気は3年）	◇傷病手当金請求書（暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険の資格確認書等の写し ・年金証書の写し（年金受給者のみ） ※支給要件②の場合は、退職月の出勤簿の写し
※ 老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（共済）年金、障害手当金 及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。			
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000 円	📌 III-29 ページ参照

（注2） 組合員期間の考え方は、任意継続組合員の加入要件と同様です。 📌 VI-8ページ参照

（注3） 退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は退職日となります。

2 任意継続組合員について

任意継続組合員制度とは、退職（任期满了）後、引き続き、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金など一部を除く。）や福祉事業の一部を利用することができる制度です。年金制度への加入はありません。

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員※であった方が、退職日から20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、かつ、掛金を払い込むことにより、退職後、最長で2年間任意継続組合員になることができます。

ただし、退職日時点で年齢が75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用となるため、申出できません。

また、任意継続組合員期間中においては、申出により、任意継続組合員でなくなることができます。詳細については、「資格確認書」等の送付時に「任意継続組合員のしおり」を同封しますので、ご確認ください。

※「1年と1日以上組合員期間」には、公立学校共済組合以外の公務員共済の組合員期間も含まれます。

※「1年と1日以上組合員期間」には、公立学校共済組合等の任意継続組合員であった期間は含みません。

（1）任意継続組合員の申出期間

- ・ 事前申出（在職中）：例年2月中旬頃まで
- ・ 事後申出（退職後）：退職日から20日以内

年度末退職者については、事前申出期間があります。
詳細は、例年1月頃の所属所へ送付する通知文または大阪支部のホームページ（期間中のみ掲載）を確認してください。

（2）提出書類

- ・ ◎「任意継続組合員申出書」（退職時の所属所長の受付印等が必要）
- ・ 資格確認書（有効期限内）
- ・ 組合員証（令和7年12月2日以降は返却不要）
- ・ 組合員被扶養者証（令和7年12月2日以降は返却不要）
- ・ 高齢受給者証
- ・ 「限度額適用認定証」又は「特定疾病療養受療証」

交付者のみ

（3）任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者について、引き続き要件を満たす場合は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。

年度末に退職する組合員の被扶養者が、就職等により組合員の退職と同時に要件を欠くことになる場合は、◎「任意継続組合員申出書」の提出の際に、扶養から外す旨を記載してください。

要件を欠いているにもかかわらず、扶養家族の「資格確認書」等が届いた場合には、「任意継続組合員のしおり」に従い被扶養者認定取消申告を行ってください。

（4）国民年金への加入手続きについて

任意継続組合員制度には年金制度への加入はありませんので、任意継続組合員は、国民年金第2号被保険者の資格を喪失します。同様に、国民年金第3号被保険者であった被扶養者（配偶者）は、その資格を喪失します。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、国民年金第1号被保険者として国民年金に加入する必要がありますので、各自お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

なお、任意継続組合員（被扶養者）として資格が継続している方に大阪支部の「資格喪失証明書」の交付はできません。年金資格の喪失の証明に必要な書類はお住まいの市区町村の国民年金担当課で確認してください。

参考：（国民年金被保険者の種類）

種 類	対 象 者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、第3号被保険者を除く。）
第2号被保険者	厚生年金第1～4号保険の被保険者（社会保険加入の会社員や公務員） 65歳以上の厚生年金の加入者で、老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権がある方は、第2号被保険者にはなりません。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

(5) 任意継続組合員の掛金額について

令和7年4月1日現在

区 分	任意継続組合員の掛金率
短 期	93.2/1000
介 護	16.08/1000

ア 40 歳以上 65 歳未満の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×介護任意継続掛金率
〔円未満の端数切り捨て〕

イ 40 歳未満又は 65 歳以上の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率
〔円未満の端数切り捨て〕

任意継続掛金標準額は、次の(ア)又は(イ)のうち低い方の額です。

(ア) 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額をいいます。

(イ) 平均標準報酬月額

公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日における標準報酬の月額の平均額（令和7年度は380,000円）です。

(6) 掛金の払込みについて

ア 掛金の払込み方法は、次のとおり「前納払い」または「毎月払い」のいずれかを選択することができます。また、任意継続組合員は最長2年間継続することができますが、「前納払い」を選択した場合でも、掛金は年度ごとに払込みが必要です。

払込み方法	払込み回数	支払い方法
前納払い (割引あり)	年一括払い(12か月分×1回) 半年払い(6か月分×2回)(年度末退職者のみ)	振込依頼書
毎月払い	1か月分×12回	口座振替(年度末退職者のみ)

(ア) 振込依頼書で支払う場合は、依頼書に記載の払込期日までに払込みが必要です。
払込期日までに掛金の払込みがない場合、任意継続組合員の資格を喪失します。

(イ) 口座振替は、りそな銀行の指定預金口座より当該月の前月25日(銀行休業日の場合は繰下げ)に振替を行います。ただし、年度末退職者のみ利用可能です。

新たに任意継続組合員となった方の初回の口座振替は、7月分の掛金(6月25日)からです。
4月～6月分の掛金は、振込依頼書による払込みが必要です。

イ 月の中途に任意継続組合員資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。

ウ 任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当該月分の掛金が必要です。

(7) 福祉事業について

任意継続組合員が利用できる福祉事業は現職の組合員と異なります。下表をご参照ください。
詳細は「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご確認ください。

利 用 可 能	利 用 不 可
○健診事業（共済健診） ※自己負担額は現職の組合員と異なります。 ○特定健康診査・特定保健指導（年度末年齢 40 歳以上 75 歳未満の方） ○相談事業（無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿中央病院によるメンタルヘルス相談・セカンドオピニオン） ○トレーニング施設利用助成	○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品配付事業 ○[本部事業]による各種相談事業（近畿中央病院による相談を除く。）

3 宿泊施設特別利用者証について ※これは宿泊補助制度ではありません。

退職後、公共済直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、宿泊施設へお電話、または、公立共済やすらぎの宿の「宿泊予約（組合員の方）」ページから宿泊施設を事前にご予約していただいたうえで、当日、宿泊施設に「宿泊施設特別利用者証」をご提示いただくことで、一般料金と比較して若干有利な組合員料金で利用できます。この利用者証で家族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）も組合員料金で利用できます。

また、公共済以外の共済組合等が経営する宿泊施設を利用される場合でも、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、当該共済組合の組合員等と同一又はそれに準ずる宿泊料金で利用できます。ただし、その場合、家族の方は一般料金となります。

なお、「宿泊施設特別利用者証」以外に下記 1 から 5 のうちいずれか一つを当日宿泊施設にご提示いただいた場合でも、組合員料金での宿泊利用が可能です。

1. マイナポータルの資格情報画面（保存日時の日付が 1 ヶ月以内の「医療保険の資格情報」PDF画面も可）
2. 資格確認書
3. 組合員証もしくは被扶養者証（令和 7 年 12 月 1 日までの利用に限る）
4. 資格情報のお知らせ
5. ※公立共済メンバーズカード
6. 年金証書の写し

「宿泊施設特別利用者証」
の申請方法はこちら



「やすらぎの宿」
公式サイトはこちら



※公立共済メンバーズカードは、クレジットカード機能が付帯した組合員・退職者・年金受給者の利便性と宿泊施設利用促進のためのカードです。

お問合せ先：公立共済メンバーズデスク 電話番号：0120-258-678（フリーダイヤル）
受付時間：9時30分～17時30分